

平成 23 年 7 月 7 日

各 位

**船 井 電 機 株 式 会 社**

代表者名 取締役 執行役員社長  
林 朝 則  
(コード番号 6839 東証・大証第一部)  
問合せ先 IR・広報室 渡邊 俊英  
(TEL: 072-870-4395)

**タックスヘイブン課税訴訟の控訴に関するお知らせ**

当社は、大阪国税局長より当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断による更正処分を不服として、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起しておりました。これに関する大阪地方裁判所の判決が平成 23 年 6 月 24 日になされ、当社の請求を棄却する判決がなされました。これについて慎重に検討した結果、当社は判決内容に承服できないことから、本日、大阪高等裁判所に控訴いたしました。

**1. 当該訴訟の経緯**

- 平成 18 年 11 月 16 日 当社による訴えの提起  
(課税対象期間 平成 14 年 3 月期～平成 16 年 3 月期)
- 平成 20 年 11 月 14 日 当社による訴えの追加提起  
(課税対象期間 平成 17 年 3 月期～平成 19 年 3 月期)
- 平成 20 年 11 月 26 日 平成 18 年 11 月 16 日と平成 20 年 11 月 14 日に提起した訴え  
を併合審理
- 平成 23 年 6 月 24 日 大阪地方裁判所による請求棄却判決の言い渡し
- 平成 23 年 7 月 7 日 当社による控訴の提起

**2. 今後の見通し**

大阪地方裁判所の判決において、当社の主張を容認しなかったことは承服しがたいものでありますので、大阪高等裁判所においても引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以 上